

キャリアセンター規程

(平成 28 年 8 月 2 日施行)

大阪河崎リハビリテーション大学

平成 21 年 6 月 2 日
大学規程第 1 号

(設置)

第 1 条 大阪河崎リハビリテーション大学（以下「本学」という。）にキャリアセンターを置く。

(目的)

第 2 条 キャリアセンターは、学生の就職及び進路支援を推進することを目的とする。

(所掌事項)

第 3 条 キャリアセンターは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 就職及び進路支援活動の企画・実施に関すること
- (2) 就職相談及び進路指導に関すること
- (3) 就職に関する情報の収集・提供及び調査・分析等に関すること
- (4) 学外機関との連絡調整・連携に関すること
- (5) 就職先の開拓に関すること
- (6) 就職支援のための広報活動に関すること
- (7) キャリア教育に関すること
- (8) 卒後教育に関すること
- (9) その他キャリア支援に関すること

(組織)

第 4 条 キャリアセンターは、次に掲げる室員をもって組織する。

- (1) キャリアセンター長 1 名
 - (2) 副キャリアセンター長 1 名
 - (3) 各専攻のキャリア支援担当教員 1 名
 - (4) 教務部長
 - (5) キャリアセンター係
 - (6) その他学長が必要と認めた者
- 2 キャリアセンター長は、学長が任命し、キャリアセンターの管理運営を統括する。
- 3 キャリアセンター長に事故又は支障があるときは、副キャリアセンタ

一長がその職務を代行する。

- 4 同条第 1 項第 1 号及び第 2 号の教員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

第 5 条 キャリアセンターの運営については、キャリアセンター運営委員会（以下「委員会」という。）において行う。委員会の組織は第 4 条に掲げる室員を充て、必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

- 2 委員会に委員長、副委員長を置きキャリアセンター長、副キャリアセンター長をもって充てる。
- 3 委員長は会議を招集し、議長となる。
- 4 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務)

第 6 条 キャリアセンター及び委員会の事務は、キャリアセンター係において行う。

(改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、教授会に諮り、学長が行う。

(補足)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、キャリアセンターに関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 4 月 30 日大学規程第 1 号）

この規程は、平成 25 年 4 月 30 日から施行する。

附 則（平成 26 年 6 月 3 日大学規程第 4 号）

この規程は、平成 26 年 6 月 3 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 2 日大学規程第 22 号）

この規程は、平成 28 年 8 月 2 日から施行する。